

経済振興委員会報告資料

立地交付金制度の改正について

令和4年9月
経済観光文化局

立地交付金制度の改正について

1. 立地交付金制度について

- 立地交付金制度とは、本市へ産業を集積することをもって**雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源の**かん養を図ることを目的に創設された制度である。
- 本市が集積対象とする**知識創造型産業等の成長性が高い分野や本社機能**の企業誘致を推進するため、オフィス賃料等や雇用に対する助成を行うもの。
- 社会情勢や本市における経済活動の状況等を考慮しながら、**定期的に制度の見直し**を行い、効果的な運用を図っているもの。

<これまでの改正経緯>

		H14.4 制定	H16.4 改正	H20.4 改正	H24.4 改正	H28.4 改正	
主な改正ポイント		—	分野拡大 アイランドシティ 拡充	分野拡大 アイランドシティ拡充 限度額アップ 重点地域設定※1	分野拡大 アイランドシティ拡充 限度額アップ	分野見直し 雇用助成新設 限度額ダウン スタートアップ優遇	
対象分野	研究 開発 等	知識創造型産業	○	○	○	○	○
		健康・医療・福祉関連産業	—	○	○	○	○
		自動車関連産業	—	—	○	—	—
		環境・エネルギー関連産業	—	—	—	○	○
		グローバルビジネス	○	○	○	○	○
	そ の 他	物流関連業	○	○	○	○	○
		都市型工業	○	○	○	○	○
		コールセンター	○	○	○	○	○
		本社機能等	—	—	—	○	○
		大規模集客施設	—	—	○※2	○	—
上限額	所有型	2億円	5億円	10億円	30億円	11億円	
	賃借型	1.5億円	2億円	2億円	2億円	2億円	

※1 重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市

※2 アイランドシティ・センター地区のみが対象エリア

2. 企業誘致の現状及び課題について

現状

- 新型コロナウイルスの感染拡大を契機に東京一極集中へのリスク分散や新しい働き方の広がりに伴い、**企業の地方移転の動きが活発化**
- オフィスの新規供給等に伴い、福岡市内における企業の進出先の選択肢が増え、**企業誘致の受け皿環境が改善**
- 立地交付金制度等を有効に活用し、**9年連続で年間50社以上の誘致を実現**

課題

- 他都市も都市開発や制度改正を行うなど企業誘致や人材獲得に係る**都市間競争がさらに激化**
- 誘致企業による**雇用者数は**、IT系の企業を中心に少人数で事業をスタートする事例が増加した影響等もあり目標とする**3,000人に未達**

企業の地方移転の動きや受け皿環境が改善しているこの機を逃さず、雇用者数の増加を図り、都市間競争に負けない企業誘致の取組みが必要。

3. これまでの立地交付金制度の成果について

- 現行制度の交付企業数は**152社、3,804人**(年平均で**25社、634人**)の雇用を創出している(図1)。
- 特に、**知識創造型産業等の研究開発オフィス**や**本社機能**については、**雇用者数・正規雇用・税金**ともに増加している(図2)。
- 知識創造型産業等の大規模な研究開発オフィス**や**本社機能**は、1件あたりの**雇用創出効果**や**税金が高い**(図3)。

研究開発オフィスの要件

基準規模:延床面積 60㎡以上・常用雇用者 3名以上
大規模:延床面積 200㎡以上・常用雇用者 10名以上

本社機能の要件

基準規模:延床面積 500㎡以上・常用雇用者 20名以上
大規模:延床面積 1,000㎡以上・常用雇用者 40名以上

図1. 交付実績

	旧制度(H24~H27)	現行制度(H28~R3)
交付企業数	91社 (23社)	152社 (25社)
雇用者数	5,214人 (1,304人)	3,804人 (634人)
交付額	261億円 (65億円)	36億円 (6億円)

- ・カッコ内は年平均値
- ・交付見込金額含む

図2. 交付企業数・雇用者数・正規雇用・税金比較

	旧制度(H24~H27)				現行制度(H28~R3)			
	交付企業数	雇用者数		単年度税金	交付企業数	雇用者数		単年度税金
		正規雇用				正規雇用		
知識創造型産業等	37社 (9社)	177人 (44人)	136人 (34人)	51,042千円 (12,761千円)	122社 (20社)	1,197人 (200人)	822人 (137人)	93,937千円 (15,656千円)
本社機能	2社 (1社)	88人 (22人)	78人 (20人)	10,290千円 (2,573千円)	7社 (1社)	447人 (75人)	444人 (74人)	187,482千円 (31,247千円)
コールセンター	10社 (3社)	820人 (205人)	155人 (39人)	26,703千円 (6,676千円)	16社 (3社)	1,431人 (239人)	289人 (48人)	73,630千円 (12,272千円)
物流関連業	31社 (8社)	2,139人 (535人)	858人 (215人)	1,489,367千円 (372,342千円)	7社 (1社)	729人 (122人)	200人 (33人)	1,007,168千円 (167,861千円)

- ・カッコ内は年平均値
- ・令和3年度までに認定した企業の事業計画書を基に算出

図3. 現行制度(H28~R3)における基準規模と大規模の比較

	基準規模				大規模			
	交付企業数	雇用者数		単年度税金	交付企業数	雇用者数		単年度税金
		正規雇用				正規雇用		
知識創造型産業等	111社	914人 (8人)	601人 (5人)	66,110千円 (596千円)	11社	283人 (26人)	221人 (20人)	27,827千円 (2,530千円)
本社機能	5社	167人 (33人)	164人 (32人)	13,304千円 (2,661千円)	2社	280人 (140人)	280人 (140人)	174,178千円 (87,089千円)

- ・カッコ内は1社平均値
- ・令和3年度までに認定した企業の事業計画書を基に算出

4. 改正案

<改正の方向性>

高い雇用創出効果を生み出す知識創造型産業等の大規模な研究開発オフィスや本社機能向けの助成を他都市に負けない形で拡充することで、さらなる企業誘致を推進する。

<改正の対象>

研究開発オフィス(大規模)

- ・知識創造型産業
- ・健康・医療・福祉関連産業
- ・環境・エネルギー関連産業
- ・外国・外資系企業

本社機能(基準規模/大規模)

<適用の要件>

研究開発オフィス

大規模:延床面積 200 ㎡以上・常用雇用者 10 名以上

本社機能

基準規模:延床面積 500 ㎡以上・常用雇用者 20 名以上

大規模:延床面積 1,000 ㎡以上・常用雇用者 40 名以上

<改正の内容>

- 賃借助成上限単価の改正 4,000 円/㎡ → **8,000 円/㎡**
- 賃借助成上限額の改正 2,500 万円 → **5,000 万円**(大規模要件を満たす本社機能は 1 億円)
- 雇用助成額の改正 50 万円/人 → **100 万円/人**(市民正社員に限る)
- 雇用助成上限額の改正 5,000 万円 → **1 億円**(本社機能は 2 億円)

<スケジュール>

令和4年10月1日施行予定